いわき市地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備事業) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続した日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とし、予算の範囲内において交付することに関し、福島県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等の整備に関する事業)実施要綱(以下「県実施要綱」という。)及びいわき市補助金等交付規則(昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表に掲げる 事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、市内において、前条の規定による事業を実施する事業者とする。

(補助対象費用)

第4条 補助の対象とする費用(以下「補助対象費用」という。)は、別表に掲げる事業区分に応じ、同表対象経費の欄に定める費用とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、別表に掲げる事業区分に応じ、同表補助基準額と補助対象費用の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を対象とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 施設に係るものにあっては、実施設計書
- (4) 機械、器具及び備品等の整備にかかるものにあっては、見積書等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税仕入控除 税額の減額申請等)

第7条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(事業計画の軽微な変更)

第8条 規則第7条第1項の市長が定める軽微な変更は、補助対象費用の2割以内の減額とする。

(概算払)

- 第9条 市長は、必要があると認める場合においては、補助金を概算払の方法により交付することができる。
- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、規則第11条に規定する補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 工事等遂行状況写真 (施設整備の場合に限る。)
 - (2) 契約書(写)
 - (3) 前金払等の請求書(写)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

- 第10条 規則第12条に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
 - (1) 事業実績書 (第3号様式)

- (2) 収支精算書 (第4号様式)
- (3) 施設の整備に係るものにあっては、写真、完成検査調書(写)及び工事請 負契約書(写)
- (4) 機械、器具及び備品等の整備に係るものにあっては、写真及び納品書、ソフト事業に係るものにあっては、領収書又は支払いを証する書類(写)及び写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)により速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除 税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第17条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第17条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格 又は効用の増加価格が30万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(一括下請けの禁止)

第13条 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを

承諾してはならない。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業が完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿 その他の書類を整備し、補助事業の完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受 けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

	区分	配分基礎単価	単位	対象経費		
ア	地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の		
	地域密着型特別養護老人ホーム及び	4.480千円	整備床数	整備(施設の整備と一体的に整備さ		
	併設されるショートステイ居室	4,400 []	正開外奴	れるものであって、市長が必要と認		
	認知症対応型共同生活介護事業所	33.600千円	施設数	めた整備を含む。)に必要な工事費		
	(グループホーム)	33,000 []]	7/15·0×安×	又は工事請負費及び工事事務費。		
	小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	(工事施工のため直接必要な事務に		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	要する費用であって、旅費、消耗品		
	認知症対応型通所介護事業所	11,900千円	施設数	費、通信運搬費、印刷製本費及び設		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	計監督料等をいい、その額は、工事		
イ	介護施設等の合築等			費又は工事請負費の2.6%に相当す		
		合築・併設する施設		る額を限度額とする。)ただし、別		
	上記アの事業対象施設と合築・併設	それぞれ上記の配分	上記に準ずる	の負担(補助)金等において別途補		
		基礎単価に1.05を乗	工品に干する	助対象とする費用を除き、工事費又		
		じた額		は工事請負費には、これと同等と認		
ウ	空き家を活用した整備			められる委託費及び分担金及び適当		
	認知症対応型共同生活介護事業所			と認められる購入費等を含む。		
	(グループホーム)					
	小規模多機能型居宅介護事業所	8,910千円	施設数			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所					
	認知症対応型通所介護事業所					

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ΕZΛ	T7 // ++ ++ >/ /=	NA 11	1 A 1/7 #
区分	配分基礎単価	単位	対象経費特別養護老人ホーム等の円滑な開所
アの一介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			
(介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(i	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費)		
(地域密着型)特別養護老人ホーム			費、使用料及び賃借料、備品購入費
及び併設されるショートステイ居室			(備品設置に伴う工事請負費を含
認知症対応型共同生活介護事業所			む)、報酬、給料、職員手当等、共
(グループホーム)	839千円	定員数	済費、賃金、旅費、役務費、委託料
小規模多機能型居宅介護事業所			又は工事請負費。
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(地域密着型) 特定施設入居者生活介護事業所			
定員30名以上の訪問看護ステーション	4,200千円	施設数	
(大規模化やサテライト型事業所の設置)	4,200十円	他政数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	
イ 介護施設等の大規模改修の際にあわせて行う介	護ロボット・ICT導入	に必要な経費	特別養護老人ホーム等の大規模修約の際にあわせて行う、介護ロボッ
(地域密着型)特別養護老人ホーム			ト・ICTの導入に必要な経費(令
及び併設されるショートステイ居室			和元年5月10日老総発0510第1
介護老人保健施設		定員数	号・老高発0510第1号・老振発
介護医療院		※小規模多機能型	0510第1号厚生労働省老健局総務 課長・高齢者支援課長・振興課長通
養護老人ホーム		居宅介護事業所及	知 地域医療介護総合確保基金(介
認知症対応型共同生活介護事業所		び看護小規模多機	護従事者の確保に関する事業)にお
(グループホーム)	——	能型居宅介護事業	ける 管理者等に対する雇用管理改
小規模多機能型居宅介護事業所		所にあっては、宿 泊定員数とする。	善方策普及・促進事業」の実施について の別紙1・別紙2を準用す
看護小規模多機能型居宅介護事業所			(この別紙1・別紙2を準用9
(地域密着型) 特定施設入居者生活介護事業所			[w] o

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

区分	配分基礎単価	単位	対象経費
ア 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 (多床室) のプライバシー保護のための改修	734千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
イ 介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に
 ・(地域密着型)特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・(地域密着型)特定施設入居者生活介護事業所 	3,500千円 の範囲で市長 が定める額	施設数	必要な経費ついては同上。設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)。

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

区分	配分基礎単価単位		対象経費			
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング	グ環境等の整備に係る経費支援事業		感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために			
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置に よるゾーニング経費支援	1,000千円		必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、 旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料			
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,000千円	1 か所	等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とす			
2 方向から出入りできる家族面会室の整備経費 支援	3,500千円	施設・事業所	る費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と 認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費 等を含む。			

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

区分	配分基礎	補助率	対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と 一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と
 介護老人保健施設 介護医療院 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (地域密着型)特定施設入居者生活介護事業所 	介護職員1定員当たりの延べ床面積 (パルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1/3	認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2、6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

事業計画書

14 nr 14 14 14 14		
	•	
補助事業者名	•	

補助事業名	<u>:</u>		
事業種別			

(単位:円)

		備考
年度着手予定期日	年 月 日	
年度完了予定期日	年 月 日	
事業費の内訳 (別紙可)	金額	
	円	
	円	
	円	
	円	
事業費合計	円	
財源のうちいわき市地域医療介護総合確保基金事		摘要 (積算内訳を記載すること)
業補助金	円	

収 支 予 算 書

			<u>補</u> 具	助事業者名:
補助	事業名:			
1	収入			(単位:円)
	科目	金額		備考
٧١٪	わき市地域医療介護総合確保基金事業補助金※		円	
その	D他		円	
	国庫補助金			
	(補助金名:		円	
内	県・市町村等補助金等(※を除く)		円	
	(補助金名:)			
	自己財源又は一般財源		円	
	(内、借入金又は地方債)	(円)	
訳	寄付金		円	
	その他			
	(円	
合	it .		円	
2	支出			(単位:円)
	項目	金額		備考
補具	助事業費のうち補助対象経費		円	
補具	助事業費のうち補助対象外経費		円	
合詞	+		円	

事業実績書

補助事業者名:

補助事業名:

(単位:円)

			備考
	年度着手年月日	年 月 日	
	年度完了年月日	年 月 日	
事業	費の内訳(別紙可)	金額	
		円	
		円	
		円	
		円	
事業	費合計	円	
財源のうちいわき市地域医療介護総合確保基金			摘要 (積算内訳を記載すること)
事業	補助金	円	

収 支 精 算 書

			<u>神</u>	前助事業者名:		
補助]事業名:					
1	収入					(単位:円)
科	目	金 額		備考		
\ \\	わき市地域医療介護総合確保基金事業補助金※		円			
そ(の他		円			
	国庫補助金					
	(補助金名:		円			
内	県・市町村等補助金等(※を除く)					
	(補助金名:		円			
	自己財源又は一般財源		円			
	(内、借入金又は地方債)	(円)			
訳	寄付金		円			
	その他					
	(円			
合詞	}		円			
2	支出					(単位:円)
	項目	金	額		備考	
補助事業費のうち補助対象経費			円			
補助事業費のうち補助対象外経費			円			
合	=		円			
				•		

年 月 日

いわき市長

住 所等 人名等 代表者名 担当者者 電話番号

いわき市地域医療介護総合確保基金事業の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付いわき市指令第 号で交付決定のあったこの 事業について、いわき市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱第11条第 1項の規定に基づき、下記により報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した	Н
仕入れに係る消費税相当額(A)	13
消費税の申告により確定した	H
仕入れに係る消費税相当額 (B)	
補助金返還相当額(B)-(A)	円

(注)参考となる資料を添付すること。

年 月 日

いわき市長

住 所 法人名等 代表者名

担当者名 電話番号

取得財産処分承認申請書

年度いわき市地域医療介護総合確保基金事業補助金により取得した財産を下記により処分したいので、いわき市補助金等交付規則第 17 条第1項の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

- 1 品目
- 2 取得価格及び時価
- 3 取得年月日
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由
- 6 処分予定価格
- (注) 別に支持する資料を添付のこと。